

# 国立大学法人滋賀医科大学研究活動統括本部規程

平成29年4月27日制定

平成30年3月16日改正

## (設置)

**第1条** 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第19条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、研究活動支援組織を統括して、研究者の研究活動を支援するとともに、本学における学術研究の推進を図るため、研究活動統括本部（以下「本部」という。）を置く。

## (業務)

**第2条** 本部においては、次に掲げる業務の方針及び計画の策定、並びに点検、評価及び改善を行う。

- (1) 研究活動における戦略及び推進に関すること。
- (2) 産学官連携の推進及び支援に関すること。
- (3) 知的財産に関すること。
- (4) 研究活動におけるリスクマネジメントに関すること。
- (5) 研究倫理審査に関すること。
- (6) その他本学における学術研究の推進に関すること。

## (構成)

**第3条** 本部に、前条の業務を推進するため次に掲げる室を置く。

- (1) 研究戦略推進室
- (2) 医学研究監理室
- (3) 倫理審査室

2 室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (本部長)

**第4条** 本部に、本部長を置く。

2 本部長は、学長が指名する理事をもって充て、本部の業務を総括する。

## (本部会議)

**第5条** 本部に、第2条に掲げる業務に関する重要事項を審議するため、本部会議を置く。

## (本部会議の組織)

**第6条** 本部会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 医学科基礎医学講座の教授 2名
- (3) 医学科臨床医学講座の教授 2名

- (4) 学内教育研究施設の教授 1名
  - (5) 医学部附属病院の教授 1名
  - (6) その他本部長が必要と認めた者
- 2 前項第2号から第6号までの委員は、本部長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(委員長及び副委員長)**

**第7条** 本部会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、本部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、前条第1項第2号から第5号に掲げる委員の中から本部長が指名する。
- 4 委員長は、本部会議を召集しその議長となる。
- 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

**(本部会議の議事等)**

**第8条** 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(他との連携等)**

**第9条** 本部は、業務を遂行するに当たり、必要に応じて、関連する委員会その他と連携及び協力を行うものとする。

**(事務)**

**第10条** 本部の事務は、研究推進課において処理する。

**(雑則)**

**第11条** この規程に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第4条第1項第3号及び第8号の者の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。